

北海道医師会母体保護法指定医師取扱規程細則（抜粋）

（審査）

第6 審査方法と審査料等

- 1 医師指定のための審査は面接および書類審査とする。ただし、都市医師会長・医育機関医師会長の意見書の提出をもって面接を省略することができる。
- 2 審査料は別表1のとおりとする。なお、第15の指定書の「紛失」または「毀損」による再交付申請における確認、承認審査についても審査料（再交付手数料）を徴収する。
- 3 母体保護法指定医師研修会の受講料は別表2のとおりとする。
- 4 不服審査委員会における審査料はこれを要しない。

取扱規程細則第6の別表1

申請種別別審査料

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 新規指定審査料 | 15,000円 |
| 2 再審査指定審査料 | 10,000円 |
| | 但し、医育機関医師会経由により申請の場合は、5,000円 |
| 3 更新時審査料 | 10,000円 |
| 4 再交付申請審査料 | 5,000円（消費税別） |

取扱規程細則第6の別表2

母体保護法指定医師研修会受講料

会 員 無料

非会員 10,000円（消費税別）